

王朝貴族と仮寧令「休日」規定

—『小右記』第二巻より—

岡井真央人

私は、一九九七年七月四日の『小右記』演習で長徳二年五月六日条を担当した。その中ででてきたのが「雖「休日」依「警固」参「入内」という記事であった。藤原実資は、休日であるにもかかわらず検非違使別当であるために、参内して「警固」を行なったというのである。わたしは当然の成り行き上、王朝貴族の休日とはどのように定められていたのかということに興味をもった。

律令制下の休日に関しては山田英雄氏の詳細な研究がある（『日本古代史攷』所収「律令官人の休日」岩波書店 一九八七年）。氏の研究を紹介すると以下のとおりである。

律令官人の休仮に関しては仮寧令に定められており、六仮・田仮・定省仮・喪仮等、種々の休仮がある。なかでも六仮は在京諸司を対象とした申請を要しない所謂休暇である（中務・宮内・供奉諸司・五衛府・外官・女官は休暇規定が異なる）。すなわち六仮は律令官人の基本的な休日であるのだが、この休日は、六、十二、十八、二十四日、晦日（小月では二十九日、大月では三十日にあたる）であることが、六国史を中心とする史料の検討により明らかになった。この休日規定は六仮と定められてから改訂されることなく、公式に休日が増加することはなかった。

ところが平安時代に入ると休日が増えるのである。この時期には、仏事や儀式が増加し、年中行事で多少休日に食い込むものがあったが、休日は守られてきた。というより、むしろ官人の日常政務に対する熱意の喪失とあいまって、理由なき怠惰による欠席により政務の停滞がみられるようになった。しかし、一方では休日は次第に無視され、休日の意味が外記政にのみ限定されるようになり、休日に外記政はなくと

も他の業務は行なわれるという、一見休日かどうかかわかりにくい奇妙な状態となっていく。以上が、山田氏の論の要点である。実資が今日は「休日」だ、と日記に記した長徳二年五月六日は、仮寧令の「休日」（六仮）だったのである。

それでは平安中期には右の仮寧令の「休日」はどのように変容していたのだろうか。そこで『小右記』を題材として、具体的に実資の勤務状況を例にとってみていきたいと思う。本来は小右記全巻を対象にする必要があるのだが、現在その余裕がないので、演習のテキストになっている第二巻（期間は長徳二年正月から寛弘八年十二月まで）に限定して調べてみた。第二巻だけでも対象日数は五百六十二日あり、統計として十分成り立つのではないかと思う。

出勤したか欠勤したかを判断する基準を以下のように定めた。

出勤日（表の○） 「参内」の記述があるか、文脈から判断して「参内」して政務儀式を行なっていると判断できる日。

欠勤日（表の×） 仏事・物忌等により「参内」していない日。（仮に実資が参内していたとしても参内に関する記述がない日は欠勤日とした。）「参院」などあり外出してはいるが「参内」していない日。「被過」「来云」等、召使、僧、官人等が実資の邸宅に立ち寄っているものは勤務していない日とした。

不明（表の？） 文脈から「参内」しているかどうか判断できない日。推定欠勤日（表の▲） 不明であるが、文脈から判断しておそらく「参内」していないであろうことが推測できる日。

右の判断基準からみてわかるように、出勤日について厳しく評価したために、実際の実資の勤務ぶりよりは、出勤日と断定した日は少なくなっていると思われる。しかし私がこの表を作成したのは、各日にちについて、相対的な実資の出勤率・欠勤率を求めためであるから、判定基準を厳しくしたとしても、大勢には影響がないものと考えている。以上の四段階の評定により末尾の表を作成した。なお表の欠勤率は（欠勤日÷推

定欠勤日) ÷ 日数 × 一〇〇として計算した。

この表をみると、欠勤率八〇%以上の日は十二日と大月晦日(三十日)で、いずれも「休日」にあたっている。七〇%以上の日はないが、「休日」である晦日の平均値が七七%である。六〇%以上の日は十四日・十八日・二十四日・小月晦日(二十九日)の四ケ日で、十四日以外は「休日」である。五〇%以上の日は三日・六日・七日・二十二日・二十六日の五ケ日あり、そのうち六日が「休日」である。逆に異常に欠勤率が低い日(すなわち出勤率が高い日)として目を引くのが、小月二十八日(一四%)、二十三日(一七%)、大月二十九日(二五%)である。

以上から、まず指摘できることは、仮寧令で「休日」とされた日のうち、六日(欠勤率五〇%)以外の、十二日(同八一%)、十八日(同六六%)、二十四日(同六五%)、晦日(同七七%)では、他の一般の日に比べ実資の欠勤率がいちじるしく高いことである。このことは、実資が生きた摂関政治期においても、仮寧令の「休日」規定がある程度生きていたということを意味しているといえそうである。しかし、それはあくまで相対的に高いというものであり、この数値だけから「休日」規定がどのような意識のもとでどのように遵守されていたのかを読みとることはできない。

次にこの表を見て気が付く興味深い点についてみていこう。

先ず一つめに、六日の出勤率が五〇%(日数で四ケ日)と「休日」の中では相対的に出勤率が高いことである。その内訳を見てみると、一ケ日は、「休日」であるにも関わらず右衛門督の立場上出勤したという冒頭でみた長徳二年五月六日条であり、また正月六日の叙位の儀に参内したのが二度ある(長徳二年と寛弘二年)。叙位の儀の式日は正月五日であるが、五日が叙位の儀、六日が入眼という日程の場合が多い。したがって正月六日は、他の月の六日とは違い、叙位儀が延引されない限り参内し出勤することになる。長徳二年五月六日が「休日」であったことが実資の記述からわかるが、正月六日が「休日」からはずれることになるの

で、六日については他の休日に比して、出勤率が高くなるのである。とはいっても平日と比較してみるとやはり出勤率は低いほうである。

次に休日ではない二十三日と晦日の前日(小月の二十八日、大月の二十九日)の出勤率の相対的な高さを問題にしたい。平安時代には出勤率の低下による上日数の減少を防ぐために、要日・最要日を設定して、その日に出勤したならば、出仕しなかった日の上日も給することにより上日数を確保しようとしている。そして要日として規定されたのは休日の前日であった(要日には上日二、最要日には上日三を給する。前掲山田氏論文)。とすれば五日、十一日、十七日、二十三日、小月の二十八日、大月の二十九日が要日となる。出仕日の減少している平安貴族にとつてこの日に参内することは、上日数を稼ぐ絶好のチャンスであったはずである。残念ながら、五日、十一日、十七日については出勤率の高さを表からは読み取ることができないが、二十三日、小月の二十八日、大月の二十九日の出勤率の異常ともいえる高さは要日・最要日と密接に関連していると思われる。

山田氏は平安時代の「中期以降になると休日が次第に有名無実となっていく」とされている。実資も物忌その他いろいろな理由で休日でない日に欠勤している例は『小右記』のなかに多くみられる。少なくとも長徳寛弘年間において、今回の調査でいえることは、貴族の絶対的な勤務日数は減少していることは明らかである。それとともに、仮寧令で定められた本来の「休日」規定が、国家的行事といった特別な日を除いては、なお生き続けていることを知ることができるのである。それは冒頭に挙げたようにわざわざ実資が「雖休日依舊固参入内」と書き残したことも端的に表れていると思う。

以上、わたしが小右記演習のなかで興味をもった「平安貴族と休日」について、調べてみたことを報告した。陰陽道の禁忌日を考慮に入れないので、はなはだ不十分な報告になったと思うが、後輩たちの演習での議論の深化を期待したい。

実資勤務表 (長徳二年~寛弘八年)

日	○	?	▲	×	欠勤率 %
1	8	5	3	8	46
2	9	1	4	3	41
3	6	3	3	7	53
4	6	3	1	5	40
5	9	3	3	5	40
6	4	5	2	7	50
7	5	4	2	8	53
8	7	3	3	5	44
9	15	4	4	4	30
10	8	5	8	4	48
11	8	2	7	4	52
12	2	2	4	13	81
13	8	4	2	5	37
14	5	2	2	9	61
15	8	2	1	7	44
16	10	4	1	5	30
17	9	5	1	10	44

日	○	?	▲	×	欠勤率 %
18	3	4	1	8	66
19	8	8	1	6	30
20	7	4	3	2	31
21	6	3	0	5	36
22	4	3	2	6	53
23	11	4	1	2	17
24	2	4	2	9	65
25	10	0	0	6	38
26	4	2	3	5	57
27	10	3	2	4	32
大月28	7	2	4	3	44
小月28	5	1	0	1	14
大月29	9	3	0	4	25
小月29	0	2	1	3	67
30	0	1	2	4	86
晦日	0	3	3	7	77
合計	213	101	73	177	44

晦日=小月29日+30日。 参考日数=564日。 太字は休日。
 欠勤割合=(休日+推定休日)÷日数。